

＜青少年育成支援施策の推進＞

推進の枠組み

子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月（閣法（議員修正））/平成22年4月施行）

子ども・若者育成支援推進本部（推進法第26条）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（青少年育成担当）

本部長：国家公安委員長等6大臣＋その他閣僚を指定

子ども・若者育成支援推進大綱
（子ども・若者ビジョン（平成22年7月23日推進本部決定））

子ども・若者育成支援推進点検・評価会議 （子ども・若者育成支援推進本部長決定）

内閣府の役割

＜青少年育成支援施策の総合的な推進＞

○子ども・若者育成支援推進本部の運営、大綱の作成及び推進、推進状況の把握及び見直し

＜青少年育成支援施策に関する体制整備、人材養成、調査研究、広報啓発等＞

○体制整備（「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」）

○人材養成（「子ども・若者育成支援のための地域連携推進事業」、「アウトリーチ研修」など）

○環境整備（「青少年有害環境対策」、「児童ポルノ対策」、「青少年インターネット利用環境整備」など）

○調査研究（「ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等に関する調査」、「困難を有する子ども・若者及び家族への支援に関する調査」など）

○広報啓発（「子ども・若者育成支援強調月間」、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「社会貢献青少年表彰」など）

○青年国際交流（「東南アジア青年の船」、「日中・日韓青年親善交流事業」など）

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本法的性格）
 - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための
枠組みづくり

〔 国 〕

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

勸案

策定

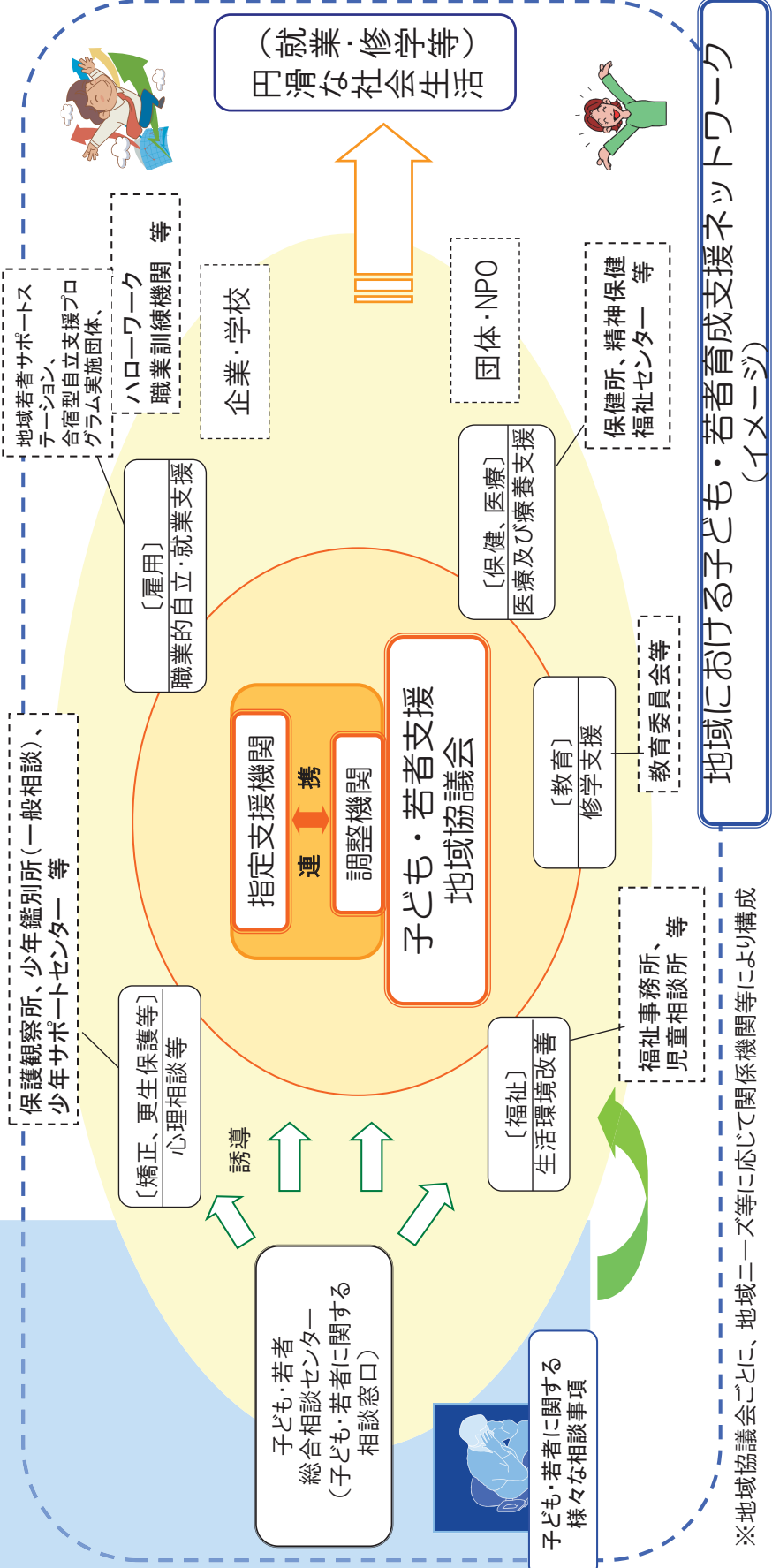
子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長:総理)

基本理念

- 国の基本的な施策等
・ 各関連分野における施策の総合的な実施
- ・ 国民の理解の増進等（国民運動の展開）
- ・ 社会環境の整備
- ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・ 年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・ 関係機関等：各種支援の実施
〔相談～訪問支援（アウトリーチ）、助言、指導、状況把握、誘導、支援内容等の周知、修学・就業、知識技能の習得、等の支援〕
医療、療養、生活環境改善
- ・ 地域協議会（地方公共団体が単独又は共同で設置）：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
- ・ ①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等の間の連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
- ・ ②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



法律に基づく大綱(概要)

位置づけ

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「大綱」
- 施策に関する基本的な方針等について定めるもの

状況認識

- グローバル化の進展
多様な価値観をもつ人々との共生が必要
- 情報化の更なる進展
視野等を広げる一方、被害等の負の影響の懸念
- 雇用環境の大きな変化
非正規雇用の増大、フリーター・ニートの数の高止まり
- 経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化
「子どもの貧困」問題としてクローズアップ
- 家庭や地域の養育力の低下、児童虐待被害

今後の施策の
推進体制等

- ・実態等の把握等
- ・広報啓発等
- ・国際的な連携・協力
- ・国の関係機関等の連携・協働の促進
- ・関係施策の実施状況の点検・評価
- ・子ども・若者の意見聴取等
- ・見直し(5年を目途)等

施策の基本的方向

すべての子ども・若者の健やかな成長を支援

- (1)自己形成支援
 - ・日常生活能力の習得 - 生活習慣の形成、規範意識等の育成等
 - ・多様な活動機会の提供 - 自然体験、芸術・伝統文化体験等
 - ・学力の向上 - 基礎学力の保障等／高校教育の質の保証等
 - ・大学教育等の充実 - 質の高い教育の展開支援等
 - ・経済的支援の充実 - 子ども手当、高校の実質無償化等
- (2)社会形成・社会参加支援
 - ・社会形成への参加支援 - 社会形成・社会参加に関する教育(シティズンシップ教育)の推進
 - ／子ども・若者の意見表明機会の確保
 - ・社会参加の促進 - ボランティア活動、国際交流活動等
- (3)健康と安心の確保
 - ・健康の確保・増進 - 思春期特有の課題(喫煙、性感感染症等)への対応
 - ／健康教育の推進等
 - ・相談体制の充実 - スクールソーシャルワーカー等の活用等
- (4)若者の職業的自立、就労等支援
 - ・就業能力・意欲の習得 - キャリア教育、職業教育の体系的な充実
 - ／ジョブ・カード制度の推進等
 - ・就労等支援の充実 - 高校生、大学生等に対する就職支援等

困難を有する子ども・若者やその家族を支援

- (1)困難な状況ごとの取組
 - ①ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等
子ども・若者支援地域協議会の設置促進(ネットワークの形成)
／支援に携わる人材養成／地域若者サポートステーション事業の実施等
 - ②障害のある子ども・若者の支援
教育・就労支援等／発達障害のある者の支援
 - ③非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
非行防止活動、相談活動の推進／薬物乱用防止(再乱用防止等)
／少年院における矯正教育等の充実／しよく罪指導等処遇の充実等
 - ④子どもの貧困問題への対応
子ども手当、高校の実質無償化、奨学金の充実／ひとり親家庭への支援
／貧困の連鎖の防止／状況把握等
 - ⑤困難を有する子ども・若者の居場所づくり
要保護児童の居場所づくり／グループホーム等の居場所づくり
 - ⑥外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援
外国人の子どもの教育充実／定住外国人の若者の就職促進
／性同一性障害者等／十代の親への支援
- (2)子ども・若者の被害防止・保護
 - 児童虐待防止対策／里親の拡充など社会的養護の充実
 - ／児童買春、児童ポルノ等の犯罪対策／犯罪被害にあった者等への対応
 - ／いじめ被害、自殺対策
 - ／被害防止教育(メディアリテラシーの習得、情報モラルの涵養等)等

(1)環境整備

- ①家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ・保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組 - 家庭教育に関する人材養成、相談体制の充実等
 - ・外部の力も活用した「開かれた学校」づくり - 学校支援地域本部やコミュニティ・スクールの設置促進
／スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等
 - ・放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり - 放課後子どもプランの推進等
 - ・犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
 - ②多様な主体による取組の推進
 - ・相談体制の充実 - 子ども・若者総合相談センターの体制確保支援
 - ・民間団体等の取組の推進 - 国民運動等の取組の推進
 - ③関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成
 - ・専門職の養成・確保
 - ・地域における多様な担い手の育成 - 青少年リーダー等の育成等
 - ④子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - フィッシングの性能向上・利用普及／インターネット上の違法情報の取締り / ゲームや携帯電話をめぐる問題への取組等
- (2)大人の社会の在り方の見直し - 雇用・労働の在り方の見直し等

社会全体で支えるための環境整備

<青少年育成～インターネット環境整備の推進>

推進の枠組み

青少年インターネット環境整備法（平成20年6月18日公布（議員立法）/平成21年4月1日施行）

子ども・若者育成支援推進本部（子ども・若者育成支援推進法第26条）
本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官
本部員：内閣府特命担当大臣（青少年育成担当）
内閣府特命担当大臣等6大臣＋その他
全閣僚を指定

第2次
基本計画（平成24年7月6日子ども・若者育成支援
推進本部決定（3年を目途に見直し））

青少年インターネット環境の整備等に関する
検討会（平成20年9月12日内閣府特命担当大臣決定）
委員：有識者

内閣府の役割

<青少年インターネット環境整備の総合的かつ効果的な推進>
○検討会の運営、基本計画の推進並びに推進状況の把握及び見直し

<青少年インターネット環境整備に関する調査研究、理解促進>
○政策研究（「青少年のインターネット利用環境実態調査」、「諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査」など）
○青少年のインターネットの適切な利用に関する周知

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の概要

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立。
- 平成21年4月1日から施行。(施行後3年以内に見直し)

基本理念

- 青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)
- 青少年の有害情報の閲覧機会の最小化
- 民間主導(国等は支援)

政 府

子ども・若者育成支援推進本部 (内閣府)

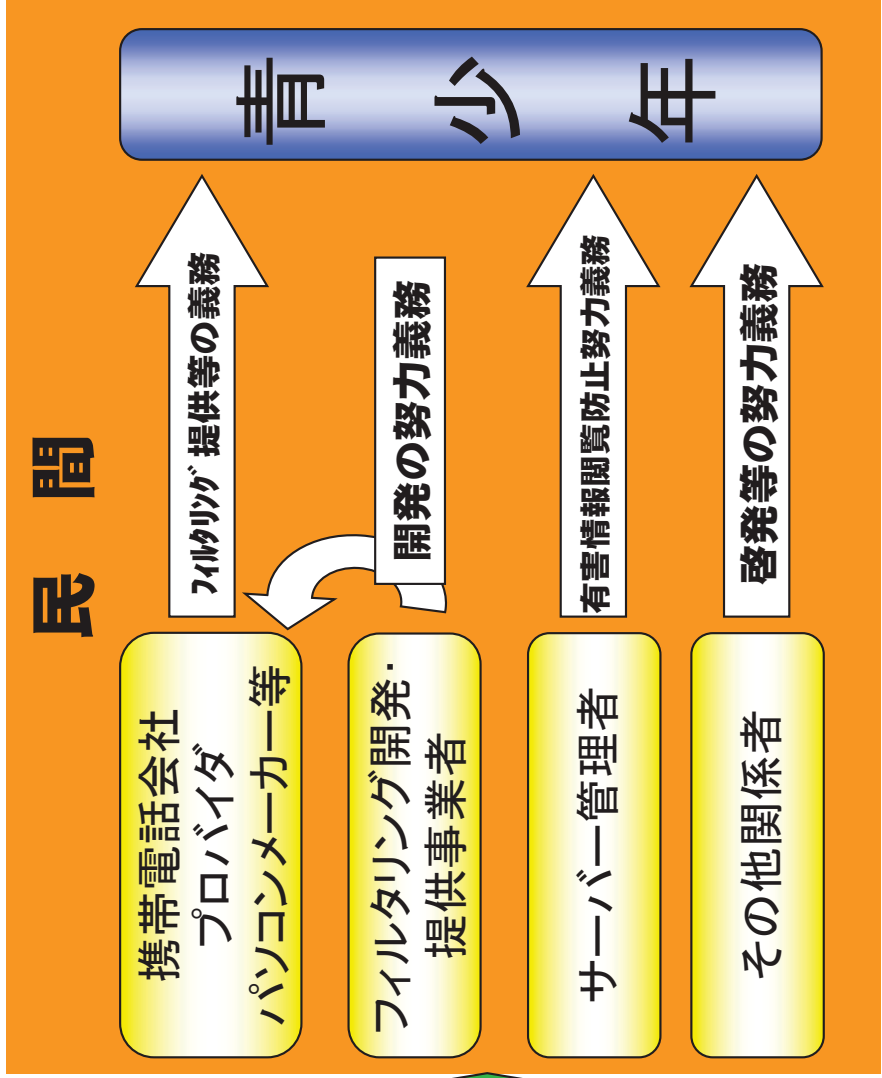
本 部 長： 内閣総理大臣
副本部長： 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（青少年育成）
本 部 員： 国家公安委員長等 6 大臣＋その他（全閣僚を指定済み）

策定・推進

基本計画(第2次)

(平成24年7月6日決定)

- ・基本方針
- ・適切なインターネット活用能力の教育・啓発
- ・フィルタリング性能向上・普及
- ・民間における取組の支援 等



青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）の主なポイント

基本計画（第2次）策定の背景

- 基本計画を受けた政府及び民間団体等による積極的な活動により、諸施策は一定の成果。
- その一方で、フィルタリング利用率は、やや伸び悩み傾向にあるほか、スマートフォンを始めとする新たな機器が出現し、青少年のインターネット利用の形態、場面も今後変化していくことが予測。



青少年を取り巻くインターネット環境の整備をめぐる新たな課題について検討し、今後3年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにする必要。

- ①スマートフォンを始めとする新たな機器への対応
- ②保護者に対する普及啓発の強化
- ③国、地方公共団体、民間団体の連携強化



基本的な方針

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組を行う際に踏まえるべき5つの考え方。

- リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス
- 保護者及び関係者の役割
- 受信者側へのアプローチ
- 民間主導と行政の支援
- 有害性の判断への行政の不干渉

青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進

- ① サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進
新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援し、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動を行って、安全で安心なインターネット空間の実現に向けた取組を推進。
- ② インターネットリテラシーに関する指標策定の取組
スマートフォンを始めとする新たな機器の出現などにより、青少年が安全に安心してインターネットを活用するために必要なリテラシーに関する指標を策定。
- ③ 保護者に対する有効な普及啓発支援の検討
普及啓発活動において、保護者に対する更なる理解及び自主的な取組促進が重要であることから、そのための効果的な普及啓発の支援策について、有識者による検討を行い、その検討結果に基づき普及啓発支援を実施。

青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

- ① 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及
インターネット接続に際し用いられる端末について、関係事業者がどのように連携してフィルタリングを提供するのが望ましいかを判断できるように、フィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進め、適切なフィルタリングサービス等の提供を促進。
- ② 新たな機器及び伝送技術に対応したフィルタリングの推進
スマートフォンなどの新たな機器に対応し、民間団体の自主的な取組の在り方も踏まえて、今後の具体的なフィルタリングの実施方策について、第三者機関の関与も含め、関係省庁が連携して継続的に検討。
- ③ 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の設計の支援
機器の設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護を盛り込んだ形で、機器の設計、サービス設計、事業者内部及び事業者間での体制整備（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるように民間の取組を支援。

青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

ガイドライン策定等の体制整備の支援

個人・企業などのウェブサイト運営者、掲示板等のサービスを提供する事業者などによる自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置を促進するため、民間団体におけるモデル約款整備の取組を支援。

その他の施策・推進体制等

① 国際的な連携の推進

平成24年2月に採択されたOECD勧告（オンライン上の青少年保護に関する勧告）を踏まえた取組について関係府省で連携して継続的に対応。

② 基本計画の見直し

基本計画については、1年間に1度、具体的な施策の取組状況について、できる限り定量的な検証を行いつつフォローアップを実施。また、フォローアップの結果、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況を踏まえ、法令改正も含めた必要な対応の検討を実施するとともに、3年後を目途に基本計画を見直す。

平成26年度子ども・若者育成支援推進経費の概要

(単位:百万円)

事 項 等	事業概要	平成25年度 予 算 額 (A)	平成26年度 予 算 額 (B)	比 較 増 △ 減 額 (B-A)
1. 子ども若者育成支援調査研究等経費		72	72	0.5
(1) 青少年問題調査研究会経費 (25年度:研究調査費)	有識者と各府省担当者との意見交換等	1	0.4	△ 1
(2) 青少年のインターネット利用環境実態調査	フィルタリングの利用度等の青少年インターネット利用環境の状況調査等	14	20	6
(3) 困難を有する子ども・若者に関する調査研究	各地方公共団体の子ども・若者の状況及び支援に関する現状と課題に関する調査研究	13	12	△ 1
(4) 諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査	諸外国におけるインターネット上の青少年有害情報の現状や取組等の調査	6	6	0.0
(5) 青少年インターネット環境整備法及び基本計画 (第2次)の施行状況について検証するための検討会の開催経費	青少年インターネット環境整備法の見直し等に資するための検討の実施	5	6	0.4
(6) 「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」の開催	子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱の実施状況の点検・評価等	5	4	△ 1
(7) 子ども・若者の現状とその意識に関する調査	上記の点検・評価のための意識調査	5	5	△ 0.1
(8) 青少年の非行被害防止に向けた環境整備に関する調査研究費	諸外国における青少年有害情報への規制状況等の調査	5	5	△ 1
(9) 子ども・若者白書の刊行(注)	子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況に関する年次報告	0	5	5
(10) 青少年育成に携わるボランティア等の活動状況に関する調査研究	地域において青少年育成に携わるボランティア等の活動状況(課題・問題点の整理を含む)の調査	0	9	9
(11) 第9回世界青年意識調査 (前年度限りの経費)	我が国の青年の意識の特徴等を把握するための国際比較調査	17	0	△ 17
2. 子ども若者育成支援人材育成等経費		233	224	△ 10
(1) 青少年有害環境対策推進事業	青少年有害環境対策のための広報啓発事業	1	1	△ 0.4
(2) 青少年相談機関連絡会議等経費	国・地方公共団体の相談機関の担当者、警察、学校教育関係者の参加による連絡会議の開催	6	6	0.2
(3) 子ども・若者育成支援のための地域連携推進事業	各地域において青少年育成活動を行っている関係者を対象とした研修会(中央・青年リーダー・ブロック)の実施	39	43	4
(4) 青少年意見聴取事業 (25年度:青少年意見募集事業)	特定のテーマに関して青少年からの意見募集を実施	5	6	0.4
(5) 地域における若者支援に当たる人材養成	子ども・若者支援地域協議会の構成機関の職員等を対象とした研修会の実施	25	26	1
(6) 児童ポルノ排除対策協議会の開催	児童ポルノ排除のための国民運動推進事業	3	3	△ 0.2
(7) 青少年インターネット利用環境整備に係る地方連携体制支援事業	地方における青少年のインターネット利用環境に係る連携体制の支援	16	9	△ 8
(8) 子ども・若者育成支援に当たる中心的人材の育成事業	海外の専門家の招聘による日本の青少年育成支援活動を行う者の人材育成事業	33	32	△ 0.4
(9) 子ども・若者支援地域協議会設置促進事業	都道府県・政令市を対象とした子ども・若者支援地域協議会の設置促進事業	0	91	91
(10) アウトリーチ(訪問支援)研修	ニート、ひきこもり等に対するアウトリーチ(訪問支援)の手法を身に着けるための研修	0	8	8
(11) 子ども・若者支援地域協議会体制整備事業 (前年度限りの経費)	子ども・若者支援地域協議会の設置・運営モデル事業及び設置促進のための基盤整備事業の実施	105	0	△ 105
3. 子ども若者育成支援施策理解促進経費		6	7	0.4
(1) 子ども若者育成・子育て支援功労者表彰等経費	子ども・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動、社会貢献活動において顕著な功績のあった企業、団体又は個人の顕彰等	6	7	0.4
合 計		311	302	△ 9

(注)平成25年度における「子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」(いわゆる白書)に係る経費は、少子化社会対策政策経費に一括計上。
※ 四捨五入の関係で、合計額は必ずしも一致しない。